

(文教くらし委員会)

請願第7号

高等学校における演劇鑑賞教室実施に関する請願

紹介議員 小泉 米造
川口 正志
藤野 良次
今井 光子
清水 勉
大国 正博
川口 延良

《要 旨》

(請願趣旨)

- 1、県内の高等学校が演劇鑑賞教室を開催出来るように支援をしていただきたい。
- 2、各市町村による青少年対象の文化芸術活動充実に向け、一層の支援をしていただきたい。

(請願理由)

学校単位で授業の一環として行われる演劇鑑賞教室の全国的な傾向は、鑑賞予算を確保出来る学校と、困難な学校と二極化が進行し、「授業時間確保」の問題も絡み、全体として減少しています。公益社団法人日本劇団協議会（以下「劇団協議会」）正会員による高校公演数の推移を見ると1990年代後半までは年間1,300公演だったものが2017年には半分以下の559公演にまで減少しています。

都道府県別の演劇実施校の公演数ランキングを見てみると、残念ながら奈良県は全国でも学校における演劇鑑賞行事の実施率が極めて低く（2014～2017年）、成長期の中学、高校時代に演劇に触れる機会が他県に比べてとても少ない状況にあります。

学校での演劇鑑賞は終戦の翌年1946年から始まりました。後に青少年期に演劇を鑑賞することは教育の目的である「人格の完成」をより豊かにしていく機会として教育の場でも認識され、他の芸術分野に先んじて全国の学校に広がったという歴史があります。

演劇鑑賞教室の困難さは年々益していますが、しかし「総合芸術」と言われる演劇が今の教育に果たしている役割はそれとは逆に高まっているということを公演当日の様々な反応や送られてくる感想で実感しています。

今回、高校における演劇鑑賞教室に拘る訳は、小学校・中学校に対しては文化庁「文化芸術による子供育成総合事業」によって一定程度保障されていますが、高校はこの事業の対象外となり、支援の手がほとんどないのが実態だからです。そこで劇団協議会では、全国の都道府県に向けて高校の演劇鑑賞教室への支援を求めていく活動を始めています。

貴県では平成29年に「奈良県文化振興大綱」を策定し文化振興を強く推進していくことを決め様々な取組みをされています。高校生など青少年に演劇鑑賞の機会をつくり出すことは、大綱の趣旨にもある様に「～人々のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる豊かな社会を形成する」ものであり、人権教育の上でも大変重要な取組になると確信しております。

なお、この支援要請は他に「文化芸術基本法」「子どもの権利条約」「1999年ユネスコ第30回総会事務局長アピール」に基づいています。ぜひ高校での演劇鑑賞機会を保障するために支援して頂きたく、また地域にて青少年が演劇鑑賞を出来る環境整備をするため支援をして頂きたく要望致します。